

平成十一年法律第九十八号

農林水産省設置法

目次

第一章 総則（第一条）	農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務
第二章 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務	農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節 農林水産省の設置（第二条）	農林水産省の設置（第二条）
第二節 農林水産省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）	農林水産省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章 本省に置かれる職及び機関	本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職（第五条）	特別な職（第五条）
第二節 審議会等（第六条・第七条）	審議会等（第六条・第七条）
第三節 施設等機関（第八条・第十二条）	施設等機関（第八条・第十二条）
第四節 特別の機関（第十二条・第十六条の四）	特別の機関（第十二条・第十六条の四）
第五節 地方支分部局（第十七条・第二十一条）	地方支分部局（第十七条・第二十一条）
第四章 外局	外局
第一款 第一節 設置（第二十一条）	設置（第二十一条）
第二款 第二節 林野庁	林野庁
第三款 第三節 任務及び所掌事務（第二十二条）	任務及び所掌事務（第二十二条）
第四款 第四節 審議会等（第二十五条）	審議会等（第二十五条）
第五款 第五節 地方支分部局（第二十六条・第二十七条）	地方支分部局（第二十六条・第二十七条）
第六款 第六節 任务及び所掌事務（第二十九条）	任务及び所掌事務（第二十九条）
第七款 第七節 水産庁	水産庁
第八款 第八節 任務及び所掌事務（第三十一条）	任務及び所掌事務（第三十一条）
第九款 第九節 審議会等（第三十二条）	審議会等（第三十二条）
第十款 第十節 特別の機関（第三十三条）	特別の機関（第三十三条）
第十一款 第十一節 地方支分部局（第三十四条）	地方支分部局（第三十四条）

附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、農林水産省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 農林水産省の設置（設置）

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、農林水産省を設置する。

2 農林水産省の長は、農林水産大臣とする。

第二節 農林水産省の任務及び所掌事務（任務）	農林水産省は、食料の安定供給の確保、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の發揮、森林の保護培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。
第三条 農林水産省の設置並びに任務及び所掌事務	前項に定めるものほか、農林水産省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	前項の任務に関連する事務のうち所掌する内閣の事務を助けることを任務とする。
第五条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	前項の任務に関連する事務のうち所掌する内閣の事務を助けることを任務とする。

第六条 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関する事務。	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織の発達に関する事務。
第七条 農業の振興のための金融上の措置に関する事務。	農業の振興のための金融上の措置に関する事務。
第八条 農業者年金に関する事務。	農業者年金に関する事務。
第九条 農業保険、森林保険並びに漁船損害補償及び漁業災害補償に関する事務。	農業保険、森林保険並びに漁船損害補償及び漁業災害補償に関する事務。
第十条 農業構造の改善に関する事務。	農業構造の改善に関する事務。
第十一条 農業振興のための企画及び立案並びに助成に関する事務。	農業振興のための企画及び立案並びに助成に関する事務。
第十二条 農業振興のための監督に関する事務。	農業振興のための監督に関する事務。
第十三条 農地の権利移動その他の農地関係の調整に関する事務。	農地の権利移動その他の農地関係の調整に関する事務。

第十四条 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務。	農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務。
第十五条 農業振興のための企画及び立案並びに助成に関する事務。	農業振興のための企画及び立案並びに助成に関する事務。
第十六条 農業振興のための監督に関する事務。	農業振興のための監督に関する事務。
第十七条 農業振興のための監督に関する事務。	農業振興のための監督に関する事務。
第十八条 農業振興のための監督に関する事務。	農業振興のための監督に関する事務。
第十九条 農地の土壤の改良並びに汚染の防止及び除去に関する事務。	農地の土壤の改良並びに汚染の防止及び除去に関する事務。
第二十条 草地の整備に関する事務。	草地の整備に関する事務。
第二十一条 病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関する事務。	病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関する事務。
第二十二条 獣医療に関する事務。	獣医療に関する事務。
第二十三条 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。	肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。
第二十四条 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関する事務。	中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関する事務。
第二十五条 中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務。	中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務。
第二十六条 農業労働に関する事務。	農業労働に関する事務。
第二十七条 農業の改善及び安定に関する事務。	農業の改善及び安定に関する事務。
第二十八条 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務。	農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務。

ばた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

四十八 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること。

四十九 市民農園の整備の促進に関すること。

五十 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

五十一 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。

五十二 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関すること。

五十三 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

五十四 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）の規定による農産物の検査に関すること。

五十五 森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。

五十六 林野の造林及び治水、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること。

五十七 森林の経営の監督及び助成に関すること。

五十八 保安林に関すること。

五十九 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

六十 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業に関すること並びに林野の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関すること。

六十一 國土緑化の推進に関すること。

六十二 木材その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第六十二条の二 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二十五条第二項に規定する事務

六十三 林業経営の改善及び安定に関すること。

六十四 林業技術の改良及び発達並びに普及交換に関すること並びに林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関すること。

六十五 国有林野の管理経営に関すること。

六十六 水産資源の保存及び管理に関すること。

六十七

六十八 漁業の指導及び監督に関すること。

六十九 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関すること。

七十 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関すること。

七十二 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発の促進に関すること。

七十三 遊漁船業の発達、改善及び調整に関すること。

七十四 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七十五 水産業専用物品及び水の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材にあっては、経済産業省の所掌に属するものを除く。

七十六 水産業経営の改善及び安定に関すること。

七十七 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務を並びに沿岸漁業改善資金の貸付けについての助成に関する事務。

七十八 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関する事務。

七十九 沿岸漁業の構造改善に関する事務。

八十 漁船の建造の調整、登録及び検査に関する事務。

八十一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧その他の漁港に関する事務。

八十二 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

八十三 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第一項第六号に規定する保護増殖事業をいう。）

八十四 政令で定める文教修施設において、所掌事務に関する研修を行うこと。

八十五 農林水産技術についての試験及び研究に関する事務。

八十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務。

八十七 条第二項の任務を達成するため、同条第一項の

六十八 漁業の指導及び監督に関する事務をつかさどる。

六十九 農林水産省は、次に掲げる事務をつかさどる。

七十 遠洋漁業及び沖合漁業に係る漁場の維持及び開発に関する事務をつかさどる。

七十二 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発の促進に関する事務をつかさどる。

七十三 沿岸漁業に係る漁場の保全及び持続的な養殖生産の確保に関する事務をつかさどる。

七十四 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。

七十五 水産業専用物品及び水の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材にあっては、経済産業省の所掌に属するものを除く。

七十六 水産業経営の改善及び安定に関する事務をつかさどる。

七十七 水産に関する技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務を並びに沿岸漁業改善資金の貸付けについての助成に関する事務。

七十八 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関する事務。

七十九 沿岸漁業の構造改善に関する事務。

八十 漁船の建造の調整、登録及び検査に関する事務。

八十一 漁港の修築、維持管理及び災害復旧その他の漁港に関する事務。

八十二 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務。

八十三 農林水産業に係る保護増殖事業（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第一項第六号に規定する保護増殖事業をいう。）

八十四 政令で定める文教修施設において、所掌事務に関する研修を行うこと。

八十五 農林水産技術についての試験及び研究に関する事務。

八十六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき農林水産省に属させられた事務。

八十七 条第二項の任務を達成するため、同条第一項の

任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第五章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職

（農林水産審議官）

第五条 農林水産省に、農林水産審議官一人を置く。

（設置） 第二節 審議会等

第六条 本省に、農業資材審議会を置く。

2 前項に定めるもののか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

審議会等	政策審議会	獣医事審議会	農漁業保険審議会	（農業資材審議会）
肥料・農業・農村			法律	
肥料・農業・農村	政策審議会	獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）	農業保険法（昭和二十二年法律第一百八十五号）	

第七条 農業資材審議会は、農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、種苗法（平成十年法律第八十三号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事務を処理する。

2 農業資材審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他農業資材審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第九条 植物防疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究

二 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十三条第一項の規定による発生予察事業の実施

（植物防疫所）

第十条 農林水産大臣は、植物防疫所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、植物防疫所の支所又は出張所を設けることができる。

二 植物防疫所の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに支所又は出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（那覇植物防疫事務所）

第十一条 那覇植物防疫事務所は、前条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

二 農林水産大臣は、那覇植物防疫事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、那覇植物防疫事務所の出張所を設けることができ

る。

三 那覇植物防疫事務所の位置、管轄区域及び内

部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務及

び内部組織は、農林水産省令で定める。

（動物検疫所）

第十二条 農林水産省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の規定による輸出入動物その他の動物に対する輸出入検査その他の措置

二 輸出入動物に対する狂犬病予防法（昭和二十一年法律第二百四十七号）の規定に基づく検査

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

の規定による輸入動物に対する検査及びこれ

に基づく措置

四 輸出入動物の健康検査

五 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付け

（設置） 第三節 施設等機関

2 本省に、次の施設等機関を置く。

一 植物防疫所

二 動物検疫所

三 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に

那覇植物防疫事務所を置く。

六 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと。

五 部又は一部を分掌させるため、所要の地に、動物検疫所の支所又は出張所を設けることができる。農林水産大臣は、動物検疫所の所掌事務の全部又は出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第四節 特別の機関

(設置)

第三条 動物検疫所の位置及び内部組織並びに支所又是出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第十二条 本省に、農林水産技術会議を置く。

第二条 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。
食育推進会議

農林水産物・食品輸出本部
木材利用促進本部
(農林水産技術会議)

第十三条 農林水産技術会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究の基本的な計画の企画及び立案に関する事務の調整に関する事務。

二 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究に関する事務の調整に関する事務。

三 農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究と農林水産省の所掌事務のうち本省及び外局の内部部局に係るものとの連絡調整に関する事務。

四 農林水産省の試験研究機関及び農林水産省の所管する独立行政法人の行う試験及び研究の状況及び成果の調査に関する事務。

五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに関する事務。

六 都道府県その他の者の行う農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する事務。

七 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究を行う者の資質の向上に関する事務。

八 人をもつて組織すること。

第十四条 農林水産技術会議は、会長及び委員六人をもつて組織する。

会員及び委員は、農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業並びに農林漁業従事者の生活に関する試験及び研究に関する学識経験のある者又は農林水産省の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

4 3 会長及び委員の任期は、四年とする。
会長及び委員は、再任されることができる。

第十五条 農林水産技術会議の事務を処理させるため、農林水産技術会議に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

第十六条 第十二条第一項及び前二条に規定するもののほか、農林水産技術会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(食育推進会議)

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

(設置) 地方農政局
北海道農政事務所

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号(輸出に係るものに限る。)、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号(病害虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。)、第二十二号、第二十三号から第二十四号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号(助成に係るものに限る。)、第三十五号(農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。)、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号(納付金の徵収に係るものに限る。)、第五十三号、第五十四号、第七十

四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務、二、農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他の農林水産省の所掌事務の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事項、三、農林水産省の所掌事務に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関する事項、四、農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事項。

2 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第一項第四十五号から第四十七号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。
(北海道農政事務所)

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務

二 農林水産業及びこれに從事する者に関する統計その他の農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する事項。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する事項。

四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関する事項。

2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

<p>(長官) 第二十二条 林野庁の長は、林野庁長官とする。 (任務)</p> <p>第二十三条 林野庁は、森林の保護培養、林木産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者との福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務とする。</p> <p>(所掌事務)</p>	<p>第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るもの)を除く)、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第三十三号、第三十四号、第三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八号、第十三号から第八十六号までに掲げる事務をつかさどる。</p>
<p>(林政審議会)</p>	<p>第二十五条 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で林野庁に置かれるものは、林政審議会とする。</p>
<p>(森林管理局)</p>	<p>第二十六条 林野庁に、地方支分部局として、森林管理局を置く。</p> <p>森林管理局は、林野庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 森林管理局は、林野庁の森林の管理を行ふこと(国有林野と一体として民有林野の整備及び保全を行ふことを含む)。</p> <p>二 民有林野の造林及び森林の経営の指導並びに森林治水事業の実施に関すること。</p> <p>三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。</p> <p>四 森林管理局の職員の服制は、農林水産省令で定める。</p>
<p>(森林管理局の所掌事務の特例)</p>	<p>第二十七条 森林管理局の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前条第二項の規定は、政令で定める。</p>

(森林管理署及び支署)	の適用については、同項第一号中「森林の經營の指導並びに森林治水事業の実施に関すること」とあるのは、「森林の經營についての技術相談並びに森林治水事業を実施すること」とする。
第二十八条 森林管理局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、森林管理署を置く。	森林管理署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織並びに職員の服制は、農林水産省令で定める。
第三十九条 農林水産大臣は、森林管理署の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、森林管理署の支署を置くことができる。	農林水産大臣は、森林管理署の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、森林管理署の支署を置くことができる。
(長官)	(長官)
第二十九条 水産庁の長は、水産庁長官とする。	第二十九条 水産庁の長は、水産庁長官とする。
(任務)	(任務)
第三十条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るもの)を除く)、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第五十三条、第三十四号、第三十五条(漁業信用基金協会の業務の監督(業務及び会計の検査を除く)に係るものに限る)、第三十九号、第四十八号、第六十七号から第八十三号まで、第八十五号及び第八十六号に掲げる事務をつかさどる。	第三十条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るもの)を除く)、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第五十三条、第三十四号、第三十五条(漁業信用基金協会の業務の監督(業務及び会計の検査を除く)に係るものに限る)、第三十九号、第四十八号、第六十七号から第八十三号まで、第八十五号及び第八十六号に掲げる事務をつかさどる。
(所掌事務)	(所掌事務)

(漁業調整事務所)	調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会は、水産庁に置かれるものとする。
第三十四条 水産庁に、地方支分部局として、漁業調整事務所を置く。	第三十四条 水産庁に、地方支分部局として、漁業調整事務所を置く。
2 漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。	2 漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。
3 一 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整に関すること。	3 一 漁業に関する指導、漁業の取締りその他漁業調整に関すること。
二 水産資源の保護及び培養に関すること。	二 水産資源の保護及び培養に関すること。
3 漁業調整事務所の名称及び位置は、政令で定める。	3 漁業調整事務所の名称及び位置は、政令で定める。
4 漁業調整事務所の管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。	4 漁業調整事務所の管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。
(附 則)	(附 則)
1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。	1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
2 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために、漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条の規定に規定する存続組合の行う業務に關する事務をつかさどる。	2 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために、漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条の規定に規定する存続組合の行う業務に關する事務をつかさどる。
3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(施行期日)	第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一九年一月二二日法律第一八三号) 抄	附 則 (平成一九年一月二二日法律第一八三号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一九年一月二二日法律第一九一号) 抄	附 則 (平成一九年一月二二日法律第一九一号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)	第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一九年一月二二日法律第一九二号) 抄	附 則 (平成一九年一月二二日法律第一九二号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一九年一月二二日法律第一九七号) 抄	附 則 (平成一九年一月二二日法律第一九七号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一九年三月三一日法律第一五号) 抄	附 則 (平成一九年三月三一日法律第一五号) 抄
(施行期日)	第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

項並びに第十九条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第十一条まで及び第十三条並びに前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定(公布の日)

二 (処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二十七年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

一 附 則 (平成二七年五月七日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第一八号) 抄

(施行期日)

一 略

二 第二十九条の二に改める部分に限る。)及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定(平成二十七年十月一日)

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

二 (処分、照会等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この法律の施行前に

法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してもした照会その他の行為(以下「照会等」という。)は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に対してした照会等とみなす。

(政令への委任)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除く政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人

事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

一 附 則 (平成二七年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定(公布の日)

(政令への委任)

二 附則第七条の規定(公布の日)

(政令への委任)

三 附 則 (平成二七年九月一八日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定(公布の日)

(政令への委任)

二 第二十九条の二に改める部分に限る。)及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定(平成二十七年十月一日)

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成二九年四月二一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成二九年六月二日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成二九年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定(公布の日)

(政令への委任)

二 附則第七条の規定(公布の日)

(政令への委任)

三 附 則 (平成二九年九月一八日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十三年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一八日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第五条、第八条、第九条及び附則第十八条の規定(公布の日)

(政令への委任)

二 略

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改革を加える改正規定(第二十七条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第五十五条から第十八条まで及び第三十条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)

附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成三一年六月二八日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十三年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成三一年六月二八日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則 (平成三一年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則 (平成三一年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十五年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第五条、第八条、第九条及び附則第十八条の規定(公布の日)

(政令への委任)

二 略

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改革を加える改正規定(第二十七条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第五十五条から第十八条まで及び第三十条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)

附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十六年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十七年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十八年四月一日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条までの規定(平成三十三年法律第十九号)の施行の日前である場合には、前条の規定中「第四条第一項第八十三号」とあるのは、「第四条第一項第八十四号」とする。

一 附 則 (平成三一年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則 (平成三一年六月二三日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四十一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第五条、第八条、第九条及び附則第十八条の規定(公布の日)

(政令への委任)

二 略

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改革を加える改正規定(第二十七条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第五十五条から第十八条まで及び第三十条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日)

附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十九年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四十一年四月一日から施行する。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四一年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附 則 (平成三一年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四二年四月一日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年三月三一日法律第一九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和三年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和三年六月一八日法律第七七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和三年十月一日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和四年五月二日法律第三六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和四年五月二日法律第三六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和四年一一月二八日法律第九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和六年三月三〇日法律第六四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	